

福島県事業評価委員会設置要領

1 趣旨

この要領は、福島県事業評価実施要綱（以下、「要綱」という。）第5に規定する福島県事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の組織、運営に関する事項について定める。

2 所掌事務

評価委員会の事務は、次に掲げる事項について審議を行い、知事に意見の具申を行うこととする。

- (1) 各部署等が行った事業評価結果案に関すること。
- (2) 事業評価制度の改善・充実にに関すること。
- (3) その他評価に関すること。

3 組織

- (1) 評価委員会は、委員8名以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長

- (1) 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (3) 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 評価委員会は、知事が招集する。
- (2) 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 意見の聴取

評価委員会は、審議に関し必要に応じて特定の分野に関する学識経験のある者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 会議の非公開

委員長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、会議に諮って非公開とすることができる。

なお、緊急を要する場合には委員長の判断によるものとする。

- (1) 会議において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

8 庶務

評価委員会の庶務は、企画調整部総合計画課において処理する。

9 補則

この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営及び審議方法に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

附則

この要領は、平成17年6月23日から施行する。

改正により新たに委嘱された委員の任期については、3の(2)の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成20年4月10日から施行する。

改正により新たに委嘱された委員の任期については、3の(2)の規定にかかわらず、知事が別に定める。